

答 申 書

『ごみの減量・資源化のための施策について』

平成25年3月13日

指宿市廃棄物減量等推進審議会

1 はじめに

環境の世紀と言われる21世紀、環境問題は大量生産、大量消費、大量廃棄型の生活様式に伴う廃棄物の増加や水質汚濁など身近な環境問題のみならず地球温暖化をはじめ、オゾン層の破壊など、すべての生き物の存在までも脅かす地球規模の環境問題へとますます多様化、深刻化しております。

環境問題の多くは、私たちの日常生活や経済活動に起因していることから、問題を解決し、良好な環境を保っていくためには、私たち一人ひとりが生活のあらゆる面において、環境への負荷をできる限り軽減することが必要であります。

なかでもごみ問題は最も身近で重要な環境問題のひとつであり、ごみ問題を解決するために私たちは大量生産、大量消費、大量廃棄のライフスタイルを改め、可能な限りごみの発生を抑制し、地球にやさしい生活を実践する必要があります。

ごみの減量・資源化は、排出者である住民や事業者の協力が必要不可欠であり、市民、事業者、市が公平な役割分担と協働のもと、循環型社会への迅速な移行が求められています。

当審議会では、平成24年10月「ごみの減量・資源化のための施策について」の諮問を受け、平成25年2月まで計5回の審議を重ね、ここに答申書として市に提言します。

2 指宿市のごみ処理の現状

本市のごみ処理は、平成8年6月市清掃センターへの搬入ごみの有料化、平成9年1月から指定ごみ袋の使用開始、平成12年4月から資源ごみ分別収集の開始、平成13年7月から資源ごみ地区立会い収集の開始、資源ごみ分別収集地区報償金の交付、生ごみ処理機器の購入補助など、ごみ減量・資源化に向けて様々な施策を実施しています。しかしながら、災害や減免ごみ・資源ごみを除く1人1日平均ごみ排出量は、平成20年度は891g/人・日、平成21年度は889 g/人・日、平成22年度は888 g/人・日、平成23年度は894 g/人・日となっており、市全体ではほぼ横ばいとなっています。また、平成22年度の1人1日当たりのごみ排出量を鹿児島県内19市と比較すると、県内でも4番目の多さとなっています。

排出されたごみの中身を見ると、燃えるごみの中に、紙類やペットボトル等の資源となるごみや、水切りが不十分な生ごみの混入も多く見られます。また、燃えないごみの中にも資源となるアルミやスチールなどの空き缶類も多く見られるため、これらを中心に分別の徹底とごみの減量化を進めることが課題となります。なお、平成23年度の家庭系ごみと事業系ごみの割合は、概ね6:4となっています。

ごみ処理の状況については、指宿市清掃センター(旧指宿市)と穎娃ごみ処理施設(旧山川町, 旧開聞町)で処理を行っていますが、両施設とも老朽化が進み維持補修費に多額の費用を要しています。平成23年度のごみ処理経費は約4億6千万円ですが、約2億7千万円を両施設の維持経費として支出しています。このため、指宿広域市町村圏組合による2施設を統合した新たなごみ処理施設の建設計画が進められていますが、広域組合へ支払う維持管理負担金はごみ処理量に連動しているため、ごみ減量化は今後の財政運営上も重要なポイントになってきます。

3 ごみ減量・資源化のための施策について

ごみ減量・資源化のためには、市民・事業者の協力が必要不可欠であることから、次のような施策を実施し、市民・事業者を巻き込むことが重要であると考えます。

(1) 環境教育の充実

ごみ問題やその処理については、市民一人ひとりが自らの問題として認識することが大切です。そのためには、広報紙等を利用した情報発信の充実や、地区の総会や会合等を利用した「出前講座」の継続、実際のごみ処理場を見学し体験するなど体験型の環境教育の拡充を図るなど、市民に環境問題について関心を持ってもらうための施策を展開することが必要です。

また、ごみの減量や資源ごみの分別を徹底するためには、幼少期からの教育が重要となることから、学校や地域と一体となった環境教育の充実を図ることが必要です。

① ワークブックの作成

環境行政と学校の先生方と協力して市独自の教材(ワークブック)を作成し、幼少期からの環境教育の充実

② 環境美化標語

環境について幼少期から関心を持ってもらうために、指宿市環境衛生協力会と連携した環境美化標語の募集

③ 出前講座

更なるごみの減量・資源化のための「出前講座」の積極的な展開

④ 地域と連携したごみ分別学習

夏休み期間や日曜日を利用し、地域と子どもたちが一緒になった資源ごみ分別の展開

(2) 分別品目の細分化

資源ごみの分別については、現在14品目13種類に分別して収集を行っていますが、分別を細分化することで、ごみ減量・資源化につながります。そのため、古着・布類とカセットボンベ・スプレー缶を新たな分別品目に加えることが必要です。

(3) 資源ごみ分別収集地区報償金の増額及び地区常設収集所の充実

ごみの減量及び減量意識の高揚を図るため、地区等で行う資源ごみ分別収集における売却益を報償金として交付していますが、さらなる分別の徹底、回収量の増加を図るため、資源ごみ分別収集地区報償金を増額し、地域住民に対する意識付けを図ることが必要です。

また、家庭での資源ごみ保管場所を軽減するため、各地区の公民館等の協力のもと、地区常設収集所の充実を図るほか、回収日や回収方法等を周知し、市民が利用しやすい収集方法を実施することが必要です。

(4) 「生ごみ処理機器」購入補助の拡充

燃えるごみ量の約20%が生ごみで、その70%以上が水分であり、生ごみ処理機器を活用することは確実にごみ量を減らすことにつながることから、現在実施しているコンポスターや電気式生ごみ処理機を購入した場合の補助金を拡充し、さらなるごみ減量及び資源化へ誘導することが必要です。

また、現在家庭用に限られている生ごみ処理機器の補助を事業用にも拡充し、事業所から出る生ごみの減量を図ることが必要です。

(5) 循環型社会の構築

限りある資源を有効に利用するため循環型社会の構築は今後避けて通れない問題です。家庭や事業所から発生する生ごみについても有効な資源となることから、生ごみを堆肥として処理できるような仕組みや、利用先まで含めた6次産業化等の構築も検討するべきだと考えます。まずは行政が主体となり、関係部署との協議の場を設けるなど早い段階での対応が望まれます。

(6) 地区未加入者対策

最近では近隣住民との関わりを持たない地区未加入者が増えており、必要な情報が届かないケースが増加しています。ごみ減量は市民の協力が必要不可欠であることから、地区未加入者に対しての情報提供や、地区加入の促進について検討することが必要です。

(7) 指定ごみ袋の価格改定

ごみ減量・資源化が進まないのは、ごみ処理コストの認知が十分なされていないことに一因があると思われます。指定ごみ袋の価格改定を実施することで、これまで税金で間接的に賄われてきたごみ処理費用を明確にでき、ごみ減量、資源化の推進が期待されます。また、ごみ袋の価格改定を実施することで、ごみの排出量に応じて費用負担することになり、当事者意識やごみ減量意識の高揚を促すことができると共に、ごみ排出に無関心な市民と減量・リサイクルに努力している市民との間の不公平感を解消し公平性を確保することができます。つまり、指定ごみ袋価格改定をすることで、あらゆる市民に対する経済的インセンティブを与えることになり、ごみの排出・発生抑制に効果的な経済的手法であると考えられます。

また、事業所から排出されるごみについては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の中で「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。」と規定されており、本来であれば事業系ごみの処理費用は事業者が負担すべきであることから、適切な負担を求めることも必要であると考えられます。

以上のことを考慮し、ごみ袋の価格改定額についてはリバウンド(価格改定によりごみ量が一時的に減少した後、再び増加に転じる現象)抑制効果等も考慮したうえで、家庭用で現行の3倍、事業所用で現行の4倍とすることが妥当であると考えられます。

一方、ごみを減量・資源化するためには、ごみ減量・資源化に努力をする市民・事業所には有利になるように、小袋については家庭用は現行の2倍、事業所用は新設のうえ3倍、資源ごみ袋については3分の1にすると同時に、高齢者や子育て世代に配慮し、オムツ専用のごみ袋(小袋)を新設し、現行の小袋と同じ価格で販売することも必要と考えます。

指定ごみ袋価格改定

区分	品名	サイズ	現行 (共通)	家庭用	事業用	備考
指 宿 市	燃えるごみ	特大	25 円	75 円	100 円	家庭用は現行の3倍、事業用は現行の4倍
		大	18 円	54 円	72 円	
		小	11 円	22 円	33 円	減量化誘導のため、家庭用は現行の2倍、事業用は現行の3倍
指 定 ご み 袋	燃えるごみ (オムツ用)	小	—	11 円		高齢世帯や子育て世帯に配慮
指 定 ご み 袋	燃えないご み	特大	25 円	75 円	100 円	家庭用は現行の3倍、事業用は現行の4倍
		大	18 円	54 円	72 円	
		小	11 円	33 円		
指 定 ご み 袋	資源ごみ	特大	23 円	8 円	8 円	資源化誘導のため家庭用と事業用は同額
		大	17 円	6 円	6 円	
		小	10 円	4 円		

4 施策の実施時期について

「3 ごみ減量・資源化のための施策について」に記載した各種施策の実施時期については、速やかに実施し、市民・事業者の協力のもと、ごみ減量・資源化を推し進めるべきと考えます。

ただし、(7)指定ごみ袋価格改定については、各種公共料金、消費税等の値上げも控えていることから、市民生活・事業活動に影響の少ないよう、経済的状况を考慮しながら実施する必要があるという意見が出されたことを併記することにしました。

5 附帯事項

今回の議論を通して、本答申内容を取りまとめましたが、様々な意見も出されました。主なものについて以下記載しておきます。

- (1) 粗大ごみの収集について、現在、地区ごとに定められた場所に市民が持ち出していますが、今後ますます高齢社会が加速することから、粗大ごみ収集については高齢者に配慮した戸別収集等を検討していただきたい。
- (2) 値上げ額について、同じ市民として家庭用と事業所用に差を設けることに疑問を感じる。事業所はこれまでも経費削減等のコスト減に努めており、ごみ排出等にも努力をしているので、値上げをすることがごみ減量に直接効果を及ぼすとは考えにくいのではないかと。
- (3) 各種公共料金の値上げも控えているので事業者の立場としては、値上げ額、値上げ時期には配慮していただきたい。
- (4) 値上げ額についても、一気に3倍、4倍というのではなく、ごみ量の推移を見ながら段階的に考えてもいいのではないかと。
- (5) 価格改定にあわせて、大袋及び特大袋のごみ袋を現在よりも少し厚くし、破れにくくすることも必要である。

6 おわりに

本答申は、指宿市における「ごみの減量・資源化のための施策」について、その意義、必要性、施策の内容などについて検討した結果であります。その実施に当たっては、審議会での各委員の意見を十分に尊重したうえで、市民、事業所の理解と協力が得られるようにメリット・デメリットについて十分に周知・啓発を行い、取り組んでいただきたいと思います。

また、この答申をきっかけとして全ての市民の間にごみの減量・資源化、循環型社会形成の論議の輪が広がり、「ごみ問題」に対する認識や理解が高まれば幸いと思います。

平成25年3月13日

指宿市廃棄物減量等推進審議会

会 長	渡 瀬	貴 久	副会長	今 村	善 哉
委 員	大 前	慶 和	委 員	西 元	文 雄
委 員	園 田	トヨ子	委 員	伊 佐	幸 子
委 員	上 村	悦 子	委 員	上 川 路	澄 江
委 員	深 田	久美子	委 員	竹 下	隆 文
委 員	中 村	勝 信	委 員	細 川	明 人
委 員	福 永	昭 一	委 員	山 下	謙
委 員	内 木 場	盛	委 員	廻	政 興
委 員	牟 田	浩 一			